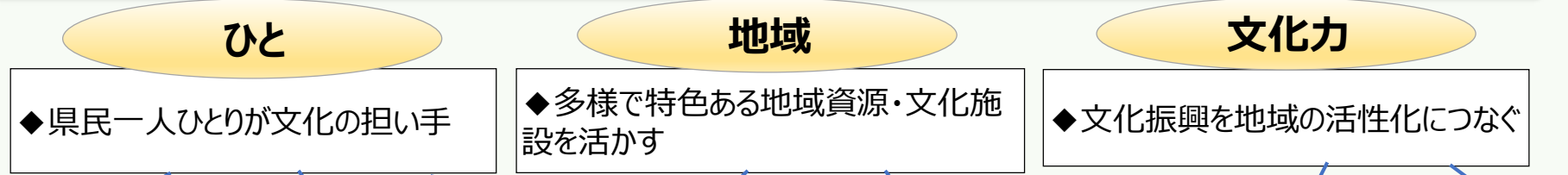


**基本目標案**

①~③の案を下に決定

**施策展開の視点**



**施策体系**

1	2	3	4	5	6	7	8
<b>県民の文化活動の促進</b>	<b>芸術の鑑賞 その他文化 に接する機 会の拡充</b>	<b>青少年の文 化活動の促 進</b>	<b>伝統文化の 継承及び発 展</b>	<b>生活文化の 充実</b>	<b>文化活動を 行う拠点の 機能の充実</b>	<b>文化の交流 の推進</b>	<b>文化振興に よる地域づ くり</b>
条例第7条 第2項第2号	条例第7条 第2項第3号	条例第7条 第2項第7号	条例第7条 第2項第4号	条例第7条 第2項第5号	条例第7条 第2項第8号	条例第7条 第2項第6号	条例第7条 第2項第9号
(1) 文化意識の醸成 (2) 文化の振興を担う人材の育成・確保 (3) 文化活動への支援の充実	優れた文化芸術に親しむ機会の充実	(1) 鑑賞機会等の充実  (2) 学校教育等における文化活動の促進	(1) 伝統文化の継承と発展  (2) 文化財の保存と活用	(1) 食文化の継承と振興  (2) 生活文化の振興	文化施設の機能の充実・連携の促進	(1) 文化の発信と交流の充実  (2) 東日本大震災・原子力災害からの復興と教訓の発信	文化資源を活かした産業等の振興・地域づくり

**デジタル技術の活用の促進**  
デジタル技術を活用した創作活動の促進、活動成果の発表・鑑賞機会の充実、交流の促進

基本目標案

①~③の案を下に決定

施策展開の視点

ひと

◆県民一人ひとりが文化の担い手

地域

◆多様で特色ある地域資源・文化施設を活かす

文化力

◆文化振興を地域の活性化につなぐ

施策体系

1 県民の文化活動の促進

条例第7条 第2項第2号

- (1) 文化意識の醸成
- (2) 文化の振興を担う人材の育成・確保

(3) 文化活動への支援の充実

2 芸術の鑑賞その他文化に接する機会の拡充

条例第7条 第2項第3号

- (1) 優れた文化芸術に親しむ機会の充実
- (2) 文化情報の収集・提供

統合

(1) 優れた文化芸術に親しむ機会の充実

3 青少年の文化活動の促進

条例第7条 第2項第7号

(1) 鑑賞機会等の充実

(2) 学校教育等における文化活動の促進

4 伝統文化の継承及び発展

条例第7条 第2項第4号

(1) 伝統文化の継承と発展

(2) 文化財の保存と活用

5 生活文化の充実

条例第7条 第2項第5号

(1) 食文化の継承と振興  
※食文化の項目を新たに追加

(2) 生活文化の振興

6 文化活動を行う拠点の機能の充実

条例第7条 第2項第8号

- (1) 文化施設の機能の充実
- (2) 文化施設等における運営等の充実
- (3) 文化施設相互の連携の促進
- (4) 文化活動の発表や交流の場の確保

統合  
(1) 文化施設の機能の充実・連携の促進

7 文化の交流の推進

条例第7条 第2項第6号

- (1) 広域的、国際的な文化交流の促進
- (2) 文化の発信と交流の拡大

統合  
(1) 文化の発信と交流の充実  
(2) 東日本大震災・原子力災害からの復興と教訓の発信 ※新規項目

8 文化振興による地域づくり

条例第7条 第2項第9号

- (1) 伝統文化による地域のきずなの維持、再生
- (2) 文化振興による東日本大震災等からの復興と地域活性化
- (3) 文化資源を活かした東日本大震災等からの復興と地域づくり 整理

(1) 文化資源を活かした産業等の振興・地域づくり

デジタル技術の活用の促進

デジタル技術を活用した創作活動の促進、活動成果の発表・鑑賞機会の充実、交流の促進